

「さまざまな人権問題と どう向き合うか」

～同和問題を基調として 人権感覚を磨くということ～

入場 無料

「日本固有の差別」といわれる同和問題について、考えることを避けてきた人も少なくないのではないのでしょうか。昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、同和問題は新たな局面を迎えています。

同和問題を理解することは、他の人権問題をどう捉え、どのように取り組んでいくべきかを考える指針にもなります。今一度、正しく学んでみませんか。

日 時：5月24日(水) 午後2時15分～3時45分

場 所：ひまわりセンター4階

研修会議室1・2

定 員：300人(定員に満たない

場合は当日申込可)

講 師：人権課 岡本英二

その他：手話通訳あり

申込方法：5月22日(月)まで

に、電話、ファクス、また

はメールで下記申込先

まで参加者氏名(複数人で参加の場合は全員の氏名)と電話番号を連絡してください。

申込先：丸同教事務局(人権課内) ☎24-8811、

FAX 23-4073

メール：jinken-k@city.marugame.lg.jp



「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」を 改定しました

人 権 課 ☎24-8811

私たちの周りでは、社会の変化に伴って新たな人権問題が発生しており、対策のための法律も整備されてきたことから、基本指針を改定しました。

新たな基本指針に沿って、学校や企業、団体、家庭、地域の皆さんと連携して人権教育・啓発を着実に進めますので、積極的な参加と協力をお願いします。

●基本指針(改定版)は市のホームページに掲載しています。

丸亀市 人権 基本指針

検索

男性の育児休業に 奨励金が出ます



人権課男女共同参画室 ☎24-8823

市では、仕事と家庭を両立できる環境づくりに取り組む中小企業などを応援します。その中でも、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、4月1日から「男性の育児休業取得促進奨励金制度」を設けました。育児休業を取得した男性従業員を雇用する中小企業などの事業主に、奨励金を支給する制度です。主な要件と奨励金額は以下のとおりです。

《支給対象事業主の主な要件》

- 市内に本社があること
- 常時雇用する労働者が300人以下の企業などの法人であること
- 雇用する男性労働者が、平成29年4月1日以降、その養育する1歳2か月未満の子に対して連続7日以上育児休業を取得し、職場復帰した日以後1か月以上勤務したこと
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、香川労働局長に届け出ていること
- 市が行う男女共同参画推進のための広報啓発活動に協力できること

《奨励金の額》

10万円(各年度に1回限り、最大3回まで)

要件はほかにもあります。奨励金の支給申請について詳しくは、人権課男女共同参画室へ。

民生委員制度創設100周年

福 祉 課 ☎24-8873
社会福祉協議会 ☎22-5700

民生委員は創設以来100年間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。

自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域で住民のさまざまな相談に応じ、行政をはじめとした支援・サービスなどへの「つなぎ役」を担ってきました。また、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認など、重要な役割を果たしています。

活動強化月間の5月は、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を知っていただけるよう、お城まつりなどで啓発活動を行います。だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、引き続き貢献していきます。

まちづくり 出前講座



市民相談室 ☎35-8891

市では、市政への理解を深め、市役所をより身近に感じてもらうように出前講座を実施しています。

職員を派遣します

市の職員を講師として派遣します。料金は無料です。

メニューは141項目

市の施策から身近な暮らしの話題まで141項目を用意しています。

【主なメニュー】

- ★災害時に備えて★応急手当(人工呼吸・AEDなど)
 - ★生活習慣病予防★栄養・食生活★介護予防★認知症予防★マイナンバー制度★各種税金★市内の遺跡・文化財★男女共同参画社会★ふるさと納税 など
- 詳しくは、市民相談室や各コミュニティセンターにある「申込書」をご覧ください(市ホームページにも掲載しています)。

市内ならどこでも伺います

- 市内在住または在勤の10人以上の団体単位で申し込んでください。
- メニューにはない内容でも、相談により可能な場合もあります。
- 会場は、申込者で準備してください。
- 政治や宗教、営利活動に関する場合はお断りすることがあります。

開催時間

午前9時～午後9時 1講座あたり1～2時間を予定していますが、所要時間はご相談ください。

申し込みは2週間前までに

開催希望日の2週間前までに、市民相談室へお申し込みください。日程などを調整の上、後ほど通知します。

夏休み スペインへ行こう!

中学生姉妹都市親善使節団員募集 秘書広報課 ☎24-8800

今年、3年に1度の中学生を姉妹都市サンセバスティアン市へ派遣する年です。少しの英語と熱いハートがあれば、コミュニケーションは大丈夫! この夏、異国の地「スペイン」で、言葉や習慣を超え、新しい友達をつくりませんか?

- ◆期 間：7月29日(土)～8月5日(土)
- ◆対 象：市内在住の中学生20人 (希望者が定員を超えた場合は抽選)
- ◆費 用：30万円程度(うち約30%を市が補助します)
- ◆派遣先：サンセバスティアン市(スペイン)
- ◆申込締切：5月15日(月)必着

◎詳細案内について

は、学校を通して配布します。市外の中学校に在籍している人は、市のホームページをご覧ください。ただ、秘書広報課までお問い合わせください。

◎市ホームページには、前回の実施状況を掲載しています。

～訪問スケジュール～

7/29	丸亀発(早朝)、出国 フランクフルト到着	ホテル泊
7/30	フランクフルト発 サンセバスティアン着	
7/31 ～8/2	サンセバスティアン滞在 歓迎交流会、 市役所表敬訪問、 小旅行など	ホームステイ
8/3	サンセバスティアン発 フランクフルト着	ホテル泊
8/4	フランクフルト半日観光 フランクフルト発	機内泊
8/5	帰国、丸亀着(午後)	

社会保障・税番号制度

1人に1つ。マイナンバー

マイナンバー(個人番号)カードをお渡しするため 市役所を日曜開庁します

交付通知書(ハガキ)が届いた人に、市民課でマイナンバーカードをお渡ししていますが、次の日曜日も受け取れます。(予約優先 混雑時はお待ちさせる場合があります)

開庁する日曜日 5月14日、6月11日

- 受付時間 午前8時半～午後4時
 - 場 所 市民課
 - 持参する物 交付通知書(ハガキ)、通知カード、住民基本台帳カード(持っている人)、運転免許証などの本人確認書類
- ※詳しくは、交付通知書(ハガキ)で確認してください。
- その他 市役所構内駐車場(無料)をご利用ください。
 - ※本人確認のため、聞き取りをすることがあります。
 - 予約・問い合わせ 市民課窓口または電話 市民課マイナンバー専用ダイヤル ☎35-7211 (平日午前8時半～午後5時)